

伊達市教育委員会行事の後援に関する規程

平成20年10月8日教委告示第5号

伊達市教育委員会行事の後援に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊達市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育委員会以外のものを行う行事を後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行事 展覧会、研究会、競技会その他の集会又は催しものをいう。

(2) 後援 行事の趣旨に賛同し、次に掲げる区分によりその開催を援助することをいう。

ア 実質後援 補助金の交付、物的援助、経済的援助、行事の運営に関する人的支援その他直接行事に対し支援を行うもの

イ 名義後援 実質的な援助はないが、教育委員会の名義を使用させることにより後援の意思を表明するもの

(方針)

第3条 行事の後援は、原則として名義後援に限るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、公益上特に必要と認める場合は、実質後援を行うことができる。

(基準)

第4条 教育長は、次の各号のいずれにも該当する行事について後援することができる。

(1) 教育行政の施策の推進上有益であると認められるもの

(2) 団体若しくはその機関又はこれらの長が主催するもの

(3) 市の区域又は市に近接する地域において開催されるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、後援をしないものとする。

(1) 営利を目的とするもの

(2) 政治的目的を有するもの

(3) 宗教的目的を有するもの

(4) 前3号に掲げるもののほか教育長が不適當と認めるもの

(申請の手続)

第5条 後援を申請しようとするものは、後援申請書(様式第1号)を行事の開催14日前までに教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、必要と認めるときは、前項の申請書に事業計画書、収支予算書等の資料を添付させることができる。

(後援の承認)

第6条 教育長は、前条第1項の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、後援承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の承認について必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(承認の取消し)

第7条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に承認した後援を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により後援の承認を受けたとき。

(2) 申請者が承認通知書に付した条件に違反したとき。

(報告)

第8条 教育長は、必要があると認めるときは、行事の主催者に対し、後援行事实施報告書(様式第3号)の提出を求めることができる。

2 前項の報告書には、収支決算書等行事の実施内容のわかる書類を添付するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第8条関係)